

平成19年から

国から地方へ3兆円の税源移譲

# 「市・県民税」が増え、「所得税」が減ります。

地方自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行えるよう、平成十九年から、国から地方へ三兆円の税源移譲を行います。

市・県民税と所得税の税率などを定めることにより、地方の税収が増え、国の税収が減ることになります。

## 税率が変わります

私たちが納める市・県民税は、住んでいる市・県に入る地方税。また、所得税は国に入る国税です。

これまでの市・県民税は、所得税と同様に、課税所得が多いほど税率も高くなる「超過累進税率」でしたが、税源移譲後は所得の多い少ないに関わらず一律十パーセントの「比例税率」になります。



市・県民税は…

これまでの超過累進税率では、課税所得二百万円までは五パーセント、二百万円を超えた部分は十パーセント、七百万円を超えた部分は十三パーセントで計算されていましたが、比例税率では課税所得に一律十パーセントを掛けるため、ほとんどのかたの市・県民税は増額になります。

所得税は…

市・県民税の税率が十パーセントに統一されるのに伴い、所得税の税率が四段階から六段階になります。最低税率を十パーセントから五パーセントに引き下げ、最高税率を三十七パーセントから四十パーセントに引き上げます。

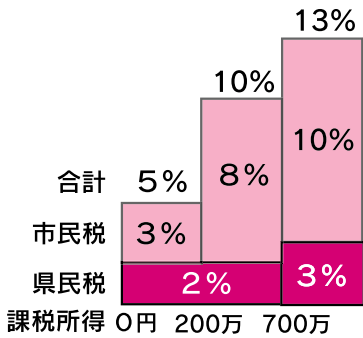


問い合わせ

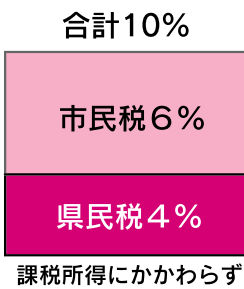
市民税課

tel(866)2055

平成18年度分まで  
超過累進税率

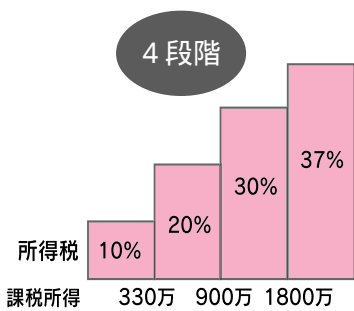


平成19年度分から  
比例税率

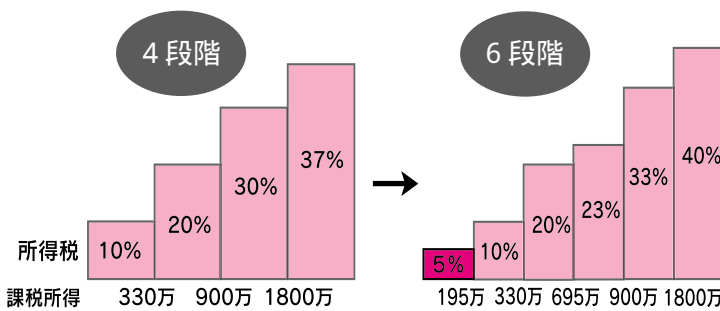


ほとんどのかたの市・県民税が増額になります。

平成18年分まで

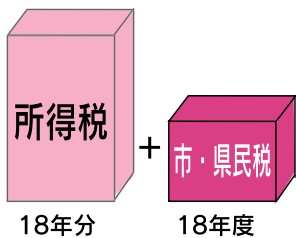


平成19年分から

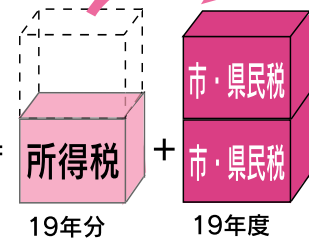


ほとんどのかたの所得税が減額になります。

移譲前



移譲後



もともと所得税がかかっていないかたは、市・県民税が増額になりませんので負担額は変わりません。

市・県民税が増えても、所得税が減るので、「市・県民税+所得税」は変わらないよ。



円までの部分は最低税率の十パーセントで計算されていましたが、税源移譲後は課税所得百九十五万円までの部分はこれまでより低い五パーセントで計算されるため、ほとんどのかたの所得税は減額になります。



# 計算してみよう！

**Q.** 税源移譲のしくみは分かったけど、私の市・県民税額はなるの？

**A.** 税源移譲後の税負担額は、収入状況や家族構成によって変化しますので、実際の市・県民税はまだ正確には分かりません。概算であれば、平成18年度の市・県民税額をもとに下の表で計算すると、19年度の負担額の目安が分かります。

## 平成19年度のあなたの市・県民税額を計算してみよう！

あなたの平成18年度の市・県民税額を の欄に書いてください。(税金が給料などから天引きされているかたは、会社などから受け取った特別徴収税額の通知書の特別徴収税額を、個人で納めているかたは、市役所からお送りした納税通知書の年税額をご覧ください)

 円

①の金額	定率減税前の平成18年度の市・県民税額(概算)算出式
4,000円未満	4,000円
4,000円以上25万600円未満	(①の金額-4,000円)×1.081+4,000円
25万600円以上	①の金額+20,000円

の額と の額を比べて増えた額( - )は、これまで定率減税により軽減されていた額です。

②の金額	平成19年度の市・県民税額(概算)算出式
6,500円未満	②の金額(同額)
6,500円以上10万4,000円未満	(②の金額-4,000円)×2+1,500円
10万4,000円以上60万円未満	②の金額+97,500円
60万円以上	(②の金額+306,000円)×0.770+1,500円

あなたの平成19年度の市・県民税額(概算)は  円です

税源移譲により増える(減る)額は - です。その分、所得税が減り(増え)ます。

定率減税の廃止による市・県民税の影響は( - )です。

計算した額はあくまでも目安です。実際の税額は、毎年の収入の状況や、家族構成などにより異なります。

## 税額が変わる時期

給与や年金から税金が徴収されているかた

市・県民税	平成19年6月分から増加
所得税	平成19年1月分から減少

税負担の減少が先行

事業などをされている(確定申告をされる)かた

市・県民税	平成19年6月分から増加
所得税	平成19年分(平成20年3月申告分)から減少

税負担の増加が先行

### 税額が変わる時期は？

市・県民税と所得税の納めかたによって、改正後の税率が適用される時期が異なります。  
給与や年金から税金が天引きされているかたは、市・県民税の増加は平成19年6月分から、所得税の減少は平成19年1月分から適用されますので、税負担の減少が先行します。  
一方、事業などをしていて確定申告をされるかたは、市・県民税の増

加は平成19年6月分から、所得税の減少は平成19年分(平成20年3月申告分)から適用されますので、税負担の増加が先行します。  
**その他の制度改正**  
**定率減税が廃止になります**  
定率減税とは、市・県民税と所得税の税額を一定割合減額する制度で、景気対策の一環として平成十一年から行われてきましたが、経済状況の変化により平成19年から廃止になります。



## 定率減税の廃止

	平成18年	平成19年
市・県民税	平成18年6月分から所得割額の7.5%相当額(2万円を上限)を減額	平成19年6月分から廃止
所得税	平成18年1月分から所得税額の10%相当額(12万5千円を上限)を減額 ※確定申告をされるかたは平成18年分(平成19年3月申告分)が減額になります	平成19年1月分から廃止 ※確定申告をされるかたは平成19年分(平成20年3月申告分)から廃止になります